

(様式1)

保安林内土地の形質変更等許可申請書

年 月 日

静岡県知事 様

住 所
申請者 氏 名

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定によりその許可を申請します。

森林の所在場所	市町村（大字）	字	地番
保安林の指定の目的			
行為の方法	目的		
	内容		
	面積等		
	工事の方法及びその他		
期間			
備考			

注 意 事 項

- 1 申請者は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
- 2 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 立竹の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い
 - (2) 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い
 - (3) 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
 - (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
 - (5) 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
 - (6) 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
 - (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
- 4 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、保安林指定（解除）申請書に添付する図面の様式に準ずること。
- 6 立木の伐採を伴う場合は、当該申請前に伐採の許可又は届出を行うものとし、申請書に皆伐・択伐（天然林）の許可、択伐（人工林）・間伐の届出、その他伐採の届出の写しを添付する。ただし、解除予定保安林において、計画書に従い行う代替施設の設置する申請は除く。

◆保安林内土地の形質変更等許可申請書添付資料・図面

1 添付資料（規則第61条第1項、基本通知第5の3）

	添付資料	備考
1	形質変更の理由書	
2	事業計画書	(1)～(13)を整理
	(1) 形質変更等の目的に係る事業名又は施設の名称	
	(2) 事業者の氏名及び住所	申請者と事業者が異なる場合は両者の関係を明記する。
	(3) 用地を選定した理由	
	(4) 当該保安林を使用する権利の種類及びその取得状況	
	(5) 当該保安林の土地と併せて用に供される土地を使用する権利の種類及びその取得状況	
	(6) 事業費の内訳とその調達方法	
	(7) 工事工程表（全体及び保安林別）	
	(8) 工事により設置される施設の種類及び構造、規模	
	(9) 申請面積についての必要最小限度の面積である根拠	
	(10) 防災上の対策（土砂流出防止対策、排水施設等）	
	(11) 切土量、盛土量、残土量及びその処理方法	
	(12) 施設等の管理方法	
	(13) 他法令の許認可の状況	
4	現況写真（全景・近景）	申請対象森林の現況が確認できる写真とする。
5	申請の対象となる森林の土地の登記事項証明書	申請の対象となる森林の土地の所有権、地上権、賃借権その他の権利を取得していることを証する書類
6	申請者の確認書類 法人 ：当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 法人でない団体 ：代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記した書類 個人 ：住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	準ずるもの：法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写し 類するもの：公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写し
7	許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有者でない場合は、権原を有することを証する書類	
8	他法令許認可書写	① 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ② 申請前の許認可等については、許認可等の種

		類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類
9	伐採許可・届出等写	
10	許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類	境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類
11	その他参考資料	

2 添付図面

添 付 図 面		
1	位置図 (縮尺 1/25,000~1/50,000 程度)	
2	区域図 (縮尺 1/5,000~1/2,500 程度)	森林計画図・保安林指定地図等
3	平面図	
4	縦断面図	
5	構造図	
6	求積図 (実測図)	
7	公図	

以下の場合、添付資料10の書類の添付を省略できる。(基本通知第4の5(2))

ア「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」

路網の作設や施設の保守等のため線状に伐採を行う場合又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにしたとき

イ「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」

明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等

ウ「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合」

申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採等に係る指導、勧告又は命令を受けている場合(規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。)は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。